

東京都北区国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和六年十月四日

東京都北区長

山田加奈子

東京都北区規則第七十五号

東京都北区国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則

東京都北区国民健康保険条例施行規則（昭和五十七年七月東京都北区規則第二十九号）の一部を次のように改正する。

第十四条第一項中「一に」を「いずれかに」に、「六箇月」を「六月（急患等として保険医療機関等を受診した被保険者に係る一部負担金の徴収については、当該被保険者の資力の活用が可能となるまでの期間として一年）」に改め、同項第一号中「うけた」を「受けた」に改め、同項第三号中「前各号」を「前二号」に改める。

付 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正後の東京都北区国民健康保険条例施行規則第十四条第一項の規定は、この規則の施行の日以後に行われた療養の給付に関する一部負担金について適用し、同日前に行われた療養の給付に関する一部負担金については、なお従前の例による。

東京都北区自転車等駐車場条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和六年十月四日

東京都北区長

山田加奈子

東京都北区規則第七十六号

東京都北区自転車等駐車場条例施行規則の一部を改正する規則

東京都北区自転車等駐車場条例施行規則（昭和六十一年三月東京都北区規則第三号）の一部を次のように改正する。

第一条の六第二号中「及び回数駐車券の料金」を削り、「第七条第六項」を「第七条第三項」に改める。

第一条の八中「第七条第六項」を「第七条第三項」に改める。

第二条第一項中「別表第一」を「別表」に改める。

第四条第一項中「の利用申請は、利用しようとする度ごとに、口頭で申請するものとし、利用承認は、」を「については、利用者が」に、「交付して行う」を「取得したことをもつて当該利用の申請及び承認があつたものとみなす」に改め、同条第二項中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号から第五号までを一号ずつ繰り上げ、同項第六号中「（区長が指定する駐車設備に限る。）」を削り、同項を同項第五号とし、同項第七号を同項第六号とし、同項第八号を同項第七号とし、同項第九号を削り、同項第十号中「（区長が指定する駐車設備に限る。）」を削り、同項を同項第八号とし、同項第十一号中「（区長が指定する駐車設備に限る。）」を削り、同項を同項第九号とし、同項第十二号を削り、同項第十三号を第十号とし、第十四号から第十九号までを三号ずつ繰り上げ、同項に次の二号を加える。

十七 栄町自転車駐車場

十八 上中里駅前自転車駐車場

第五条第三項中「並びに前条第二項第十号から第十二号まで及び第十四号に規定する駐車場」を「及び西ヶ原駅前自転車駐車場」に改め、同条第五項中「前項」を「第三項」に改める。

第七条第二項中「並びに第四条第二項第十号から第十二号まで及び第十四号に規定する駐車場」を「及び西ヶ原駅前自転車駐車場」に改める。

第八条の二中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号から第五号までを一号ずつ繰り上げ、同条第六号中「（区長が指定する駐車設備に限る。）」を削り、同条第九号を削り、同条第十号中「（区長が指定する駐車設備に限る。）」を削り、同条第十一号中「（区長が指定する駐車設備に限る。）」を削り、同条第十二号を削り、同条第十三号を第十号とし、第十四号から第十九号までを三号ずつ繰り上げ、同条に次の二号を加える。

十七 栄町自転車駐車場

十八 上中里駅前自転車駐車場

第八条の三を削る。

別表第二を削り、別表第一を次のように改める。

別表（第二条関係）

赤羽駅南口第一自転車駐 車場	赤羽北二丁目自転車駐車 場	浮間三丁目自転車駐車場	浮間四丁目自転車駐車場	名称	
当日利用 及び定期 利用	定期利用	当日利用 及び定期 利用	当日利用 及び定期 利用	利用方法	
				自転車及 び原動機 付自転車	利用車種
午前零時から午後十 二時まで	午前零時 から午後 十二時ま で	午前零時 から午後 十二時ま で	当日利用 定期利用	利用時間	
十二月二 十九日か ら同月三 十一日ま で				一月一日 から同月 三日まで	休場日

新田端大橋南自転車駐車	場 東十条駅南口自転車駐車	場 赤羽駅西口北自転車駐車	場 新田端大橋北自転車駐車	場 王子神谷駅北自転車駐車	王子駅南口自転車駐車場	車場 赤羽駅南口第二自転車駐
-------------	---------------	---------------	---------------	---------------	-------------	----------------

自転車	
-----	--

北赤羽駅赤羽口自転車駐	場 王子神谷駅前自転車駐車	田端駅前自転車駐車場	尾久駅前自転車駐車場	栄町自転車駐車場	車場 新田端大橋中央自転車駐	場
当日利用	定期利用					

午前零時		時 午前四時から午前一 時まで	
	で 十二時から午後 十二時		

十条駅東口自転車駐車場	東十条駅北口第二自転車駐車場	東十条駅北口自転車駐車場	音無親水公園自転車駐車場	滝野川三丁目自転車駐車場	車場

	から午後十二時まで

車場	王子駅明治通り自転車駐	赤羽駅西口自転車駐車場	十条駅西口自転車駐車場		王子駅北口自転車駐車場
	当日利用		利用及び定期	定期利用	利用及び定期
	自転車		付自転車及び原動機	原動機付自転車	
十二時から午後	午前零時から午後		時まで		午前零時から午後十二時まで
			午前四時から午前一	午前零時から午後十二時まで	
				十一月三日まで	十一月三日まで
				十一月三日まで	十一月三日まで

赤羽駅西口駅前自転車駐	赤羽駅東口自転車駐車場	赤羽東本通り自転車駐車場	北谷端公園脇自転車駐車場	赤羽駅南口第三自転車駐車場	西ヶ原駅前自転車駐車場
				当日利用	当日利用 及び定期 利用

午前零時から午後十二時まで	午前零時から午後十二時まで	で
---------------	---------------	---

車場	上中里駅前自転車駐車場

別記第四号様式の二を削る。

付 則

この規則は、東京都北区自転車等駐車場条例の一部を改正する条例（令和六年十月東京都市条例第三十一号）付則ただし書に規定する別表第一十条駅西口自転車駐車場の項の改正規定の施行の日から施行する。ただし、第一条の六第二号の改正規定、第一条の八の改正規定、第四条第一項の改正規定、第五条第五項の改正規定、第八条の三を削る改正規定、別表第二を削る改正規定及び別記第四号様式の二を削る改正規定は、公布の日から施行する。

東京都北区自転車の放置防止に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和六年十月七日

東京都北区長
山田加奈子

東京都北区規則第七十七号

東京都北区自転車の放置防止に関する条例施行規則の一部を改正する規則
東京都北区自転車放置防止に関する条例施行規則（昭和五十九年三月東京都北区規則第六号）の一部を次のように改正する。

第二条中「の各号」を削り、「整理区域標識」を「整理区域表示」に改める。

第四条第二項中「同条同項」を「同項」に改め、「の各号」を削る。

第六条の三の見出し中「取下げ」の下に「等」を加え、同条に次の一項を加える。

2 第六条第二項の規定により、指定自転車置場の利用登録を受けた者は、当該利用を中止しようとするときは、区長に指定自転車置場利用中止届（第七号様式の四）を提出しなければならない。

第七条第一項を削り、同条第二項中「前項」を「条例第十六条第二項ただし書」に改め、同項を同条とする。

別記第一号様式を次のように改める。

整理区域表示



別記第三号様式(裏)中「和綴罫」を「ムム十ノム一カーマ」に改める。
別記第四号様式(表)中「、和綴罫」を削り、「見幅扶線中罫罫罫」を「見幅扶
線中罫罫」に改める。
別記第七号様式の三の次に次の一様式を加える。

第7号様式の4（第6条の3関係）

年 月 日

指定自転車置場利用中止届

東京都北区長 殿

申請者 住 所 _____

氏 名 _____

電 話 _____ (_____) _____

東京都北区自転車の放置防止に関する条例施行規則第6条の3第2項の規定により、利用を下記のとおり中止します。

記

1 登録を受けた指定自転車置場

--

2 中止理由

--

※届日以降、当該日の属する年度の3月31日まで登録を受けていた指定自転車置場は利用できなくなります。

別記第九号様式(裏)中「~~児童共済申請書~~」を削り、「児童
共済申請書」に改める。

付 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、別記第三号様式、第四号様式及び第九号様式の改正規定は、令和六年十二月二日から施行する。

(経過措置)

2 前項ただし書に規定する改正規定の施行の際、当該改正規定による改正前の東京都北区自転車の放置防止に関する条例施行規則別記第三号様式、第四号様式及び第九号様式の規定により調製した用紙で現に残存するものについては、必要の修正を加え、なお使用することができる。

東京都北区特別区税条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和六年十月十八日

東京都北区長

山田加奈子

東京都北区規則第七十八号

東京都北区特別区税条例施行規則の一部を改正する規則

東京都北区特別区税条例施行規則（昭和六十二年三月東京都北区規則第十六号）の一部を次のように改正する。

第三条の二第一項中「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律」を「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律」に、「第三条第一項」を「第六条第一項及び東京都北区デジタル推進条例（令和六年三月東京都北区条例第二号）第六条第一項」に改める。

第九条第二項ただし書及び第三項ただし書中「第九十四条第四項」を「第九十四条第五項」に、「第九十五条第四項」を「第九十五条第五項」に改める。

付 則

この規則は、令和七年一月一日から施行する。ただし、第三条の二第一項の改正規定は、公布の日から施行する。

東京都北区子ども・子育て支援法施行細則の一部を改正する規則を公布する。

令和六年十月二十八日

東京都北区長
山田加奈子

東京都北区規則第七十九号

東京都北区子ども・子育て支援法施行細則の一部を改正する規則

東京都北区子ども・子育て支援法施行細則（令和六年三月東京都北区規則第十九号）の一部を次のように改正する。

別記第八号様式（裏）中「子どもの健康保険証の写し等」を「源泉徴収票、確定申告書（1表・2表）等当該子どもを扶養していることが分かる書類の写し並びにパスポート、運転免許証等当該子どもの氏名及び生年月日が分かる書類の写し」に改める。

別記第十五号様式を次のように改める。

公定価格加算・調整項目届出書

年 月 日

東京都北区長 殿

施設・事業所番号
所在地
施設名
代表者職氏名

年度
月

公定価格の加算・調整項目の実施状況について以下のとおり届け出ます。

1 【加算要件】 当該施設において、次の事業を実施し、要件に該当します（該当項目にチェック）。

- ① 幼稚園型一時預かり事業を実施している（私学助成の預かり保育推進事業等を含む。）。
- ② 一般型一時預かり事業を実施している（私学助成の子育て支援活動の推進等により行う未就園児の保育等を含む。）。
- ③ 満3歳児に対する教育・保育を提供している。
- ④ 障害児に対する教育・保育を提供している。
- ⑤ 継続的な小学校との連携・接続に係る取組を実施している。
- ⑥ 延長保育事業を実施している（子ども・子育て支援交付金の交付に係る要件に適合するもの）。
- ⑦ 病児保育事業を実施している（子ども・子育て支援交付金の交付に係る要件に適合するもの）。
- ⑧ 月の初日に0歳児が3人以上利用している（初めて該当になった月から年度を通して当該要件に満たすものとする。）。

加算・調整項目等		実施状況等	挙証資料提出状況	前月からの 変更有無※
1	副園長・教頭配置加算 ※1号認定部分のみ加算項目 副園長・教頭を配置し、別に定める要件に該当する場合、「有」となります。 副園長・教頭配置日 年 月 日 <挙証資料>副園長・教頭の履歴書、職員体制図	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> （過年度）提出済 <input type="checkbox"/> 今回提出 提出日 月 日	
2	学級編成調整加配加算 ※1号認定部分のみ加算項目 ※1号認定子ども及び2号認定子どもに係る利用定員が36人以上300人以下の施設の場合、「有」となります。 <挙証資料>職員体制図	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> （過年度）提出済 <input type="checkbox"/> 今回提出 提出日 月 日	
3	3歳児配置改善加算 3歳児及び満3歳児の職員配置基準を、3歳児及び満3歳児15人につき1人により実施している場合、「有」となります。 <挙証資料>資格証（写）、職員体制図	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> （過年度）提出済 <input type="checkbox"/> 今回提出 提出日 月 日	
4	4歳以上児配置改善加算 4歳以上児の職員配置基準を、4歳以上児25人につき1人により実施している場合、「有」となります。 ※チーム保育加配加算を算定している施設は本加算適用対象外 <挙証資料>資格証（写）、職員体制図	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> （過年度）提出済 <input type="checkbox"/> 今回提出 提出日 月 日	
5	満3歳児対応教諭配置加算 ※1号認定部分のみ加算項目 満3歳児の職員配置基準を、満3歳児6人につき1人により実施している場合、「有」となります。 <挙証資料>資格証（写）、職員体制図	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> （過年度）提出済 <input type="checkbox"/> 今回提出 提出日 月 日	
6	（非常勤）講師配置加算※1号認定部分のみ加算項目 「必要教員数」を超えて非常勤講師（幼稚園教諭免許状要）を配置する1号認定子どもに係る利用定員が35人以下又は121人以上の施設の場合、「有」となります。 <挙証資料>資格証（写）、職員体制図	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> （過年度）提出済 <input type="checkbox"/> 今回提出 提出日 月 日	
7	チーム保育加配加算 「必要教員数」を超えて教諭を配置し、少人数の学級編成を行っているなどの場合、「有」となります。 ※4歳以上児配置改善加算を算定している施設は本加算適用対象外 <挙証資料>資格証（写）、職員体制図	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無人	<input type="checkbox"/> （過年度）提出済 <input type="checkbox"/> 今回提出 提出日 月 日	
8	通園送迎加算 ※1号認定部分のみ加算項目 通園送迎を行う場合、「有」となります。 <挙証資料>通園送迎の実施状況等が分かる資料等	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> （過年度）提出済 <input type="checkbox"/> 今回提出 提出日 月 日	

※前月分の届出から変更があれば○を記入

加算・調整項目等		実施状況等	挙証資料提出状況	前月からの 変更有無※
9	給食実施加算 ※1号認定部分のみ加算項目 給食を実施している場合、「有」となります。 適当たりの給食実施日数 _____日 区分A：施設内の調理設備を使用してきめ細やかに調理を行っている場合 区分B：施設外で調理して施設に搬入する方法により給食を実施している場合 ＜挙証資料＞給食の実施状況等が分かる資料等	<input type="checkbox"/> 有 日 区分A <input type="checkbox"/> 区分B <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> （過年度）提出済 <input type="checkbox"/> 今回提出 提出済 月 日	
10	主幹教諭等専任加算 ※幼稚園のみ加算項目 【加算要件】①～⑤のうち2つ以上の事業を実施し、主幹教諭等を計画の立案や地域の子育て支援活動等の業務に専任させるため、「必要教員数」を超えて代替教員を配置する場合、「有」となります。 ＜挙証資料＞職員体制図、専任させたことが分かる資料等	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> （過年度）提出済 <input type="checkbox"/> 今回提出 提出日 月 日	
11	子育て支援活動費加算 ※幼稚園のみ加算項目 主幹教諭等専任加算の対象施設において、保護者や地域住民からの育児相談、地域の子育て支援活動等に取り組んでいる場合、「有」となります。 ＜挙証資料＞子育て支援活動の実施状況等が分かる資料等	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> （過年度）提出済 <input type="checkbox"/> 今回提出 提出日 月 日	
12	主幹教諭等の専任化による子育て支援の取組を実施していない場合 ※1号認定部分のみ調整項目 代替保育教諭等を2人配置せず、【加算要件】①～⑤のうち実施していない項目が4つ以上ある場合は、「有」となりますが、主幹保育教諭等2人を計画の立案や地域の子育て支援活動等の業務に専任させるための代替保育教諭等を2人配置し、子育て支援活動の実施が「有」の場合は「無」とします。 ＜挙証資料＞職員体制図、子育て支援活動の実施状況等が分かる資料等	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 ※「有」の場合、調整 子育て支援活動の実施 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> （過年度）提出済 <input type="checkbox"/> 今回提出 提出日 月 日	
13	主幹教諭等の専任化による子育て支援の取組を実施していない場合 ※2・3号認定部分のみ調整項目 代替保育教諭等を2人配置せず、【加算要件】②・④・⑥～⑧のうち実施していない項目が4つ以上ある場合は、「有」となりますが、主幹保育教諭等2人を専任化させるための代替保育教諭等を2人配置し、子育て支援活動の実施が「有」の場合は「無」とします。 ＜挙証資料＞職員体制図、子育て支援活動の実施状況等が分かる資料等	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 ※「有」の場合、調整 子育て支援活動の実施 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> （過年度）提出済 <input type="checkbox"/> 今回提出 提出日 月 日	
14	療育支援加算 障害児を受け入れ、かつ、主幹保育教諭等を補助する者を配置し、地域住民等の子どもの療育支援に取り組む場合、「有」となります。 ※主幹教諭等の専任化により子育て支援の取組を実施していない場合の調整が適用されている施設については対象外 区分A：特別児童扶養手当支給対象児童受入施設 区分B：それ以外の障害児受入施設 ＜挙証資料＞対象の児童が分かる資料等	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 ※有の場合 区分A <input type="checkbox"/> 区分B <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> （過年度）提出済 <input type="checkbox"/> 今回提出 提出日 月 日	
15	事務職員配置加算 ※1号認定部分のみ加算項目 基本分単価において求められる事務職員及び非常勤事務職員を超えて、非常勤事務職員を配置する利用定員が91人以上の施設の場合、「有」となります。 ＜挙証資料＞職員体制図	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> （過年度）提出済 <input type="checkbox"/> 今回提出 提出日 月 日	
16	指導充実加配加算 ※1号認定部分のみ加算項目 利用定員が271人以上の施設において、基本分単価において求められる必要保育教諭等の数を超えて、非常勤講師を配置する場合、「有」となります。 ＜挙証資料＞加算適用年月、非常勤講師の配置が分かる資料	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> （過年度）提出済 <input type="checkbox"/> 今回提出 提出日 月 日	
17	事務負担対応加配加算 ※1号認定部分のみ加算項目 利用定員が271人以上の施設において、基本分単価及び事務職員配置加算において求められる職員を超えて、非常勤事務職員を配置する場合、「有」となります。 ＜挙証資料＞加算適用年月、事務職員の配置が分かる資料	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> （過年度）提出済 <input type="checkbox"/> 今回提出 提出日 月 日	

※前月分の届出から変更があれば○を記入

加算・調整項目等		実施状況等	挙証資料提出状況	前月からの 変更有無※
18	休日保育加算 ※2・3号認定部分のみ加算項目 休日等を含めて年間を通じて開所する施設を区が指定し、実施する場合、「有」となります。 <挙証資料> 休日における保育教諭等の配置状況が記載された職員体制図	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> (過年度) 提出済 <input type="checkbox"/> 今回提出 提出日 月 日	
19	夜間保育加算 ※2・3号認定部分のみ加算項目 夜間保育所の設置認可を受け、夜間保育を実施している場合、「有」となります。 <挙証資料> 夜間における保育教諭等の配置状況が記載された職員体制図	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> (過年度) 提出済 <input type="checkbox"/> 今回提出 提出日 月 日	
20	減価償却費加算 ※2・3号認定部分のみ加算項目 施設整備費補助金を受けずに整備した施設(事業所)の場合で、下記加算要件を全て満たす場合、「有」となります。 【加算要件(全て満たすこと)】 ・認定子ども園の用に供する建物が自己所有である。 ・建築資金又は購入資金が発生している。 ・整備に当たって国庫補助金の交付を受けていない。 ・賃借料加算の対象となっていない。 <挙証資料> 建物を整備又は取得する際の契約書類(写)	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> (過年度) 提出済 <input type="checkbox"/> 今回提出 提出日 月 日	
21	賃借料加算 ※2・3号認定部分のみ加算項目 建物(土地は対象外)を賃貸方式で実施している施設(事業所)の場合で、下記加算要件を全て満たす場合、「有」となります。 【加算要件(全て満たすこと)】 ・認定子ども園の用に供する賃貸物件である。 ・賃借料が発生している。 ・国庫補助に係る残額が生じていない。 ・減価償却費加算の対象となっていない。 【契約金額(月額:税込)】 _____ 円 <挙証資料> 賃貸契約書(写) ※賃貸契約に変更があった場合は、変更後の賃貸契約書(写)	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> (過年度) 提出済 <input type="checkbox"/> 今回提出 提出日 月 日	
22	職員配置基準 ①年齢別保育教諭等の配置が、公定価格(基本分)における配置基準を下回る場合、「有」となります。	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 ※「有」の場合、調整	下回る人数 人	
	②配置基準上、求められる職員資格を有しない場合 公定価格(基本分)における配置基準上の職員について、幼稚園教諭免許又は保育士資格にいずれも有しない場合、「有」となります。	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 ※「有」の場合、調整	下回る人数 人	
23	定員を恒常的に超過する場合、連続する過去2年度間に常に利用定員を超過し、かつ、各年度の年間平均所在率が120%以上の状態の場合、「有」となります。	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 ※「有」の場合、調整	前年度平均人数 人	
24	土曜日に閉所する場合 ※2・3号認定部分のみ調整項目 土曜日に閉所する場合、「有」となります。 当該月の土曜日のうち閉所する日数 _____ 日	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 ※「有」の場合、調整	/	
25	栄養管理加算 ※幼稚園又は2・3号認定部分のみ加算項目 食事の提供に当たり、栄養士を活用して、栄養士から献立やアレルギー、アトピー等への助言、食育等に関する継続的な指導を受けている場合は「有」となります。 ※栄養士の雇用形態に応じて「配置」、「兼務」、「嘱託」のいずれかの区分で加算を行います。 <挙証資料> 嘱託契約又は配置が確認できる書類等	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 申請書提出日 提出日 月 日 <input type="checkbox"/> 今回提出 提出日 月 日	

※前月分の届出から変更があれば○を記入

加算項目等（3月分の請求時のみ加算）		実施状況等	挙証資料提出状況	前月からの 変更有無※
26	外部監査費加算 幼稚園及び認定こども園を設置する学校法人等が、当年度の幼稚園・認定こども園の運営に係る会計について、公認会計士又は監査法人による監査を受ける場合は「有」となります。 監査終了日（有の場合） 年 月 日 監査実施機関（有の場合）（ ） <挙証資料>外部監査の実施状況等が分かる資料等	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> （過年度）提出済 <input type="checkbox"/> 今回提出 提出日 月 日	
27	施設関係者評価加算 保護者その他の施設関係者（施設職員を除く。）による評価を実施し、その結果をホームページ・広報誌への掲載、保護者への説明等により広く公表する場合、「有」となります。 実施終了日（有の場合） 年 月 日 公表予定日（有の場合） 年 月 日 ※申請書を12月末までに提出し、確認された場合に3月分に請求 <挙証資料>評価の実施が分かる資料等	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> （過年度）提出済 <input type="checkbox"/> 今回提出 提出日 月 日	
28	高齢者等活躍促進加算 ※2・3号認定部分のみ加算項目 1日6時間未満又は月20日未満勤務の高齢者等を職員配置基準以外に非常勤職員として雇用し、施設の業務の中で比較的高齢者等に適した業務（利用子ども等との話相手、相談相手、給食の後片付け等）を行わせ、かつ当該年度中における高齢者等の総雇用人員の累積年間総雇用時間が、400時間以上見込まれている場合、「有」となります。 また、【加算要件】②・④・⑥～⑧の事業のうち、いずれかを実施していることが条件となります。 ※12月末までに申請書を提出し、承認通知された場合に該当年間総雇用時間の該当時間にチェック <挙証資料>入所児童処遇特別加算（申請・報告）書、職員名簿、雇用時間内訳書	<input type="checkbox"/> 400時間 <input type="checkbox"/> 800時間 <input type="checkbox"/> 1,200時間 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 申請書提出日 提出日 月 日 <input type="checkbox"/> 報告書、他挙証資料提出（3月） 提出日 月 日	
29	施設機能強化推進費加算 【加算要件】を2つ以上満たし、施設等の総合的な防災対策（地域住民への防災支援協力体制の整備・合同避難訓練を実施、及び職員への防災教育、訓練の実施及び避難具の整備）を図る取組を行い、取組に必要な経費の総額が、概ね15万以上見込まれる場合、「有」となります。 ※申請書を12月末までに提出し確認された場合に3月分に請求 <挙証資料>地域住民への防災支援協力体制・合同避難訓練実施について分かる資料、施設機能強化推進費加算（申請・報告）書、取組に要した経費がわかる領収書（写）等	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 申請書提出日 提出日 月 日 <input type="checkbox"/> 報告書、他挙証資料提出（3月） 提出日 月 日	
30	小学校接続加算 以下の要件に該当する小学校との連携・接続に係る取組を行う場合、「有」となります。 ・連携・接続に関する業務分掌を明確にすること。 ・授業・行事、研修会・研修等の小学校との子ども及び教職員の交流活動を実施していること。 ・小学校との接続を見通した教育課程を編成していること。 <挙証資料>小学校との連携・接続に係る取組等の実施状況等が分かる資料等	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> （過年度）提出済 <input type="checkbox"/> 今回提出 提出日 月 日	
31	第三者評価受審加算 北区が認める第三者機関による評価を受審し、その結果をホームページ等により広く公表する場合、「有」となります。 実施終了日（有の場合） 年 月 日 ※申請書を2月末までに提出し公表まで確認された場合に3月分に請求 <挙証資料>受審結果が分かる資料等	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> （過年度）提出済 <input type="checkbox"/> 今回提出 提出日 月 日	

※前月分の届出から変更があれば○を記入

付 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、別記第八号様式(裏)の改正規定は、令和六年十二月二日から施行する。

(経過措置)

2 前項ただし書に規定する改正規定の施行の際、当該改正規定による改正前の東京都北区子ども・子育て支援法施行細則別記第八号様式の規定により調製した用紙で、現に残存するものについては、所要の修正を加え、なお使用することができらる。